

**令和7年度 神戸市重要インフラへのサイバー攻撃対策強化支援業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務名称**

令和7年度 神戸市重要インフラへのサイバー攻撃対策強化支援業務

**2 業務内容に関する事項**

(1) 業務目的

本市及び外郭団体から独立したサイバーセキュリティに関する専門的知識等を有する事業者へ委託を行い、近年多様化・巧妙化し、神戸市民の生命・身体・生活へ重大な影響を及ぼす恐れのある重要インフラへのサイバー攻撃に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、セキュリティレベルの強化を行うとともに、実践的な訓練を実施することで、サイバーレジリエンス体制の強化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

詳細は、参加資格決定通知に併せて送付する仕様書のとおり。以下に概要を示す。

①現状の各システム・ネットワークの脆弱性を踏まえた自主点検の支援

- ・自主点検ツール（リスク評価基準書）の見直し
- ・自主点検結果に基づく評価及び結果の分析

②インシデント対応訓練の企画・実施（年2回）

③重要インフラへのサイバー攻撃対策本部等事務局支援

- ・システム脆弱性の情報提供及び新たな攻撃手法に対する体制強化等の提案
- ・各関係団体との対策連絡会議（年4回）の支援・出席
- ・サイバー攻撃によるインシデント発生時の市の対応に対する支援

(3) 契約上限額

金 11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火曜）まで

(5) 履行場所

神戸市役所ほか本市が指定する場所

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金

契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

## 5 スケジュール

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募開始          | 2025年3月28日（金曜）      |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2025年4月11日（金曜）17時まで |
| (3) 参加資格決定通知      | 2025年4月11日（金曜）までに随時 |
| (4) 質問受付締切        | 2025年4月11日（金曜）17時まで |
| (5) 質問に対する回答      | 2025年4月18日（金曜）      |
| (6) 企画提案書の提出期限    | 2025年5月14日（水曜）17時まで |
| (7) 選定結果通知        | 2025年5月下旬（予定）       |
| (8) 契約締結・事業開始     | 2025年5月下旬（予定）       |

## 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

2025年3月28日（金曜）から2025年4月11日（金曜）17時まで

イ 提出方法

電子メールにて「9 提出先、問い合わせ先」のアドレス宛に提出すること。なお、提出後、一開庁日以内に本市からの返信がない場合は同項目に記載の電話番号宛てに架電し、確認すること。

電子メールの件名は、「サイバー攻撃対策：参加申請（事業者名）」とすること。

※6（1）ウ⑧「共同企業体認定申請書」のみ、郵送にて提出すること。

ウ 提出書類

- ①（様式 1）参加申込兼資格確認申請書
- ②（様式 2）委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）
- ③（様式 3）資本関係・人的関係調書
- ④（様式 4）秘密保持誓約書
- ⑤会社概要・団体概要（任意様式）
- ⑥法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書） ※1
- ⑦国税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の1年分） ※1
- ⑧（様式 5）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 ※1
- ⑨（様式 6）共同企業体認定申請書 ※2

※1 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有しない場合のみ。

※2 企業形態を共同企業体で申請する場合のみ。

- エ 参加資格決定通知  
2025年4月11日（金曜）までに電子メールにより随時通知する。
- (2) 資料配布
- ア 配布期間  
2025年3月28日（金曜）～2025年4月11日（金曜）
- イ 配布方法  
参加資格決定通知に併せて、電子メールにて送付する。
- ウ 配布資料内容  
①神戸市重要インフラへのサイバー攻撃対策強化支援業務 仕様書  
②提案評価基準表
- (3) 質問の受付
- ア 受付期間  
2025年4月11日（金曜）17時まで
- イ 提出方法  
「（様式7）質問票（事業者名）」に記載し、「6（1）イ提出方法」と同じ方法で提出すること。  
なお、電子メールの件名は、「サイバー攻撃対策：質問票（事業者名）」とすること。
- ウ 回答方法  
質問受付後、2025年4月18日（金曜）までに、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する本市の回答を電子メールにて随時参加予定者全員に回答する。  
本市の回答は、実施要領等を補足する効力を持つものとする。
- (4) 企画提案書の提出
- ア 企画提案書はA4判10ページ以内とし、以下の内容を必須記載項目とする。  
①事業者所在地等の企業概要  
②本業務の遂行に係る実施能力と根拠  
③本業務に対する考え方  
④実施手法等の具体的な企画提案  
・自主点検の支援方法  
・インシデント対応訓練の企画内容及び実効性  
・事務局支援方法  
・スケジュール
- イ 見積書  
本業務の実施項目ごとに内訳金額が確認できる見積書を提出すること。  
なお、様式については各社の見積様式による提出を可とする。
- エ 提出方法  
「6（1）イ提出方法」と同じ  
なお、電子メールの件名は、「サイバー攻撃対策：提案書提出（事業者名）」とすること。
- オ 受付期限  
2025年5月14日（水曜）17時
- (5) 参加者の複数提案の禁止  
参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (6) 費用負担  
提案書等提出に要した費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 提案書の取り扱い
- ア 市は、入札参加者から提出された提案書等を提案審査以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。
- イ 受付期限後は、提出された提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ウ すべての提案書は返却しない。
- エ 本市は、契約者決定後、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公

開とされるものを除き、公開することがある。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(8) 提案書の記載における留意事項

ア 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提示金額は、当該業務に係る経費の全てを見積もること。

## 7 選定に関する事項

(1) 企画提案審査会（プレゼンテーション審査）

ア 実施時期

2025年5月20日（火曜）を予定（詳細は応募者に別途通知する。）

イ 場所

神戸市役所内

ウ 出席者

3名以内

（本業務を受託した場合に業務を担当する予定の者がプレゼンテーションを行うこと）

エ 実施方法

①企画提案審査会において、企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査委員から質疑を受ける（説明時間：15分以内（機材設定時間を含む）、質疑時間：20分程度）。なお、提案が多数の場合は、提案時間を変更する場合がある。

②企画提案審査会の出席者は、説明に際して必要となる機材（モニターは神戸市で用意する）を用意すること。なお、モニターにはHDMIケーブルで接続できるようにすること。

③プレゼンテーションにおける説明は、提出のあった企画提案書により行うものとする。なお、提出済みの企画提案書とプレゼンテーションで使用する資料について、内容の追加・変更は認めない。内容に差異がある場合には、提出済みの企画提案書の内容により審査・選定を行う。

④審査は、企画提案書及び見積書等の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、7（2）選定基準に基づき採点を行う。

(2) 選定基準

提出された企画提案書及び見積書の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、提案評価基準に基づき、技術点を80%、価格点を10%、地元加算を10%とする各審査員100点制として、公平かつ客観的な審査を行い、審査委員5名の総計得点から契約候補者を選定する。なお、神戸市を本社とする事業者については、各審査委員10点の加点を行い、神戸市に支社、支店等を置く事業者については、各審査委員5点の加点を行う。

総計得点が同点の場合は、「技術点」の得点合計にて決定し、さらに同点が続けば、「①業務理解②提案力③実行性」の優先順位で、各項目の得点から決定する。

なお、審査委員5名の総計が200点に満たない場合や、見積額が金11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上回っていた場合は失格とする。

提案評価基準表は、参加資格決定通知に併せて送付する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、電子メールにて全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募

募者の総得点を掲示する。

## 8 契約の締結

### (1) 委託候補者との協議

「7(1) 企画提案審査会」において選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。(本市は契約受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)

### (2) 契約内容に関する疑義

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

ア 企画提案書作成に関する質問回答

イ 仕様書

ウ 企画提案書等

ただし、「ア又はイの内容」と、「ウの内容」との間に齟齬がある場合、原則として「ア又はイの内容」を優先するが、「ウの内容」が「ア又はイの内容」の水準を上回るときは、その限度で「ウの内容」が「ア又はイの内容」に優先するものとする。

その他同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に委託候補者と協議したうえで、その優先関係を判断する。

## 9 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市危機管理室防災体制整備担当 (※4月1日以降は神戸市危機管理局危機対策課)

担当：近藤・谷

電話番号：078-322-6237 電子メール：kiki\_response@city.kobe.lg.jp